

## 都道首都高速 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と首都高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「都道首都高速 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1-7、別紙 1-10、別紙 1-21 から別紙 1-24 を次のとおり改める。

## 別紙 1-7

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北線(神奈川県横浜市都筑区川向町から神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで)に関する  
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

### (1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北線

### (2) 工事の区間

#### (イ) 工事の区間

神奈川県横浜市都筑区川向町から

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで

#### (ロ) 延長

8.2キロメートル

### (3) 工事方法

#### (イ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

#### (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	60	8.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市都筑区川向町から 神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	
トンネル部分	—	—	1.75 又は 2.50	0.75	2.50 又は 3.25	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道長島大竹線	横浜市港北区新羽町	立体接続	新横浜出入口
神奈川県道大田神奈川線	横浜市鶴見区馬場七丁目 横浜市神奈川区西寺尾一丁目	立体接続	馬場出入口
横浜市道岸谷生麦線	横浜市鶴見区岸谷一丁目 横浜市鶴見区生麦一丁目	立体接続	岸谷生麦出入口
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市鶴見区生麦一丁目 横浜市鶴見区生麦二丁目	立体接続	生麦ジャンクション
横浜市道高速湾岸線	横浜市鶴見区生麦二丁目	平面接続	

(4) 工事予算

408,732 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成13年12月 4日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成29年 3月18日 (供用開始(馬場出入口除く))

令和2年 2月27日 (供用開始(馬場出入口))

令和4年 3月31日 (残事業完成)

## 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

435,986 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 387,654 百万円)(消費税込み)

## 別紙 1-10

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

### 都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

### (1) 路線名

都道首都高速7号線

### (2) 工事の箇所

東京都江戸川区西小松川町

東京都江戸川区東小松川二丁目

東京都江戸川区松島一丁目

### (3) 工事方法

#### (イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

### (4) 工事予算

40,027百万円(消費税込み)

### (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成19年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 令和 元年12月 1日(供用開始)

令和 4年 3月31日(残事業完成)



## 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,433 百万円 (消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 43,810 百万円)(消費税込み)

## 別紙1-21

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

横浜市道高速横浜環状北西線(神奈川県横浜市青葉区下谷本町から神奈川県横浜市都筑区川向町まで)に関する  
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

### (1) 路線名

横浜市道高速横浜環状北西線

### (2) 工事の区間

#### (イ) 工事の区間

神奈川県横浜市青葉区下谷本町から

神奈川県横浜市都筑区川向町まで

#### (ロ) 延長

7.1キロメートル

### (3) 工事方法

#### (イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

#### (ロ) 道路の区分

第2種第1級(道路構造令)

#### (ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	60	7.1	

#### (ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

#### (ホ) 車線の幅員

3.25メートル

(へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県横浜市青葉区下谷本町から 神奈川県横浜市都筑区川向町まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	

(チ) 付加車線の幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

—

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	横浜市青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション
横浜市道川向線	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北出入口
一般国道466号(第三京浜道路)	横浜市都筑区川向町	立体接続	横浜港北ジャンクション
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町	平面接続	

(4) 工事予算

106,666 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日

① 横浜市青葉区下谷本町から横浜市緑区北八朔町まで(横浜青葉ジャンクションに係る部分)、  
及び横浜市都筑区東方町から横浜市都筑区川向町まで(横浜港北ジャンクション)に係る部分)  
平成24年 5月 1日

② 横浜市青葉区下谷本町から横浜市都筑区川向町まで  
平成29年10月 1日

なお、②における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 2年 3月22日(供用開始)

令和 3年 3月31日(残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

121,290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

121,290 百万円)(消費税込み)

## 別紙 1-22

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口)に関する

# 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口

(4) 工事予算

6,868百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 令和 元年12月19日(供用開始)

令和 3年 3月31日(残事業完成)

## 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,778 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,778 百万円)(消費税込み)

## 別紙 1-23

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

### 都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額



## 1. 工事の内容

### (1) 路線名

都道首都高速3号線

### (2) 工事の区間

#### (イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目から

東京都世田谷区太子堂二丁目まで

#### (ロ) 延長

0.7キロメートル

### (3) 工事方法

#### (イ) 道路の区分

第2種第2級（道路構造令）

#### (ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	60	0.7	

#### (ハ) 設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

#### (ニ) 車線の幅員

3.25メートル

(ホ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都目黒区大橋二丁目から 東京都世田谷区太子堂二丁目まで	-	-	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	-	-	-	0.75	0.75	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

-

(4) 工事予算

6,040百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手年月日                      平成27年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日                令和10年 3月31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

7,393 百万円    (消費税込み)  
(うち、助成対象基準額                      7,093 百万円)(消費税込み)

## 別紙1-24

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

**工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

### (1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

### (2) 工事の区間

#### (イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から

埼玉県上尾市堤崎まで

#### (ロ) 延長

8.0キロメートル

### (3) 工事方法

#### (イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

#### (ロ) 道路の区分

第1種第3級(道路構造令)

#### (ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	80	8.0	

#### (ニ) 設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

#### (ホ) 車線の幅員

3.50メートル

## (へ) 車線の数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から 埼玉県上尾市堤崎まで	4車線	4車線	

## (ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間 (メートル)		往復分離する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.5	1.75 又は 2.25	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	

## (チ) 付加車線の幅員

—

## (リ) 中央帯の標準幅員

2.25又は3.00メートル

## (ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4) 工事予算

45,808 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日

① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)  
平成29年 4月20日

② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで  
令和6年 4月1日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和9年 3月31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

53,585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

51,300 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。



## 別紙 3

(協定第5条第2項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	36,238
R1	72,735
R2	65,256
R3	38,877
R4	36,693
R5	31,180
R6	28,612
R7	31,342
R8	30,030
R9	21,644
R10	21,755
R11	22,024
R12	22,080
R13	22,151
R14	23,293
R15	23,453
R16	22,397
R17	22,442
R18	22,563
R19	23,519
R20	23,530
R21	24,044
R22	24,044
R23	24,044
R24	24,044
R25	24,045
R26	24,045
R27	24,045
R28	24,045
R29	24,045
R30	24,045
R31	24,045
R32	27,686
R33	28,337
R34	31,378
R35	27,336
R36	27,336
R37	27,336
R38	27,336
R39	29,337
R40	28,337
R41	27,336
R42	27,336
R43	27,336
R44	27,336
R45	27,336
R46	29,337
R47	14,707

- (注1) 平成18年度から平成30年度は実績値を、令和元年度は実績見込み値を記載している。  
(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。  
(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙 4 を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

債務引受限度額	7,851
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第7条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画

## 首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)  
(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	35,218
H29	21,718
H30	11,114
R1	16,962
R2	824
R3	1,035
R4	961
R5	2,566
R6	2,869
R7	3,139
R8	3,824
R9	55
R10	0
R11	0
R12	0
R13	0
R14	0
R15	0
R16	146
R17	7,697
R18	7,748
R19	6,836
R20	6,026
R21	5,773
R22	5,774
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0
R45	0
R46	0
R47	0

注) 平成18年度から平成30年度は実績値を、令和元年度は実績見込み値を記載している。

令和16年度から令和22年度は、第3回首都高日本橋地下化検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。



別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)  
(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(202, 470)	(43, 766)	(158, 704)	(8, 856)	(149, 848)
	204, 136	44, 126	160, 010	8, 929	151, 081
H 1 9	(203, 138)	(43, 910)	(159, 227)	(8, 885)	(150, 343)
	203, 138	43, 910	159, 227	8, 885	150, 343
H 2 0	(207, 313)	(44, 813)	(162, 500)	(9, 068)	(153, 432)
	192, 576	41, 627	150, 949	8, 423	142, 526
H 2 1	(203, 625)	(34, 574)	(169, 051)	(8, 186)	(160, 865)
	188, 136	40, 668	147, 468	8, 229	139, 240
H 2 2	(207, 072)	(35, 158)	(171, 914)	(8, 325)	(163, 589)
	189, 399	32, 158	157, 241	7, 614	149, 627
H 2 3	(197, 997)	(33, 618)	(164, 379)	(7, 960)	(156, 419)
	197, 997	33, 618	164, 379	7, 960	156, 419
H 2 4	(201, 545)	(34, 220)	(167, 325)	(8, 102)	(159, 222)
	201, 545	34, 220	167, 325	8, 102	159, 222
H 2 5	(203, 369)	(34, 530)	(168, 839)	(8, 176)	(160, 663)
	203, 369	34, 530	168, 839	8, 176	160, 663
H 2 6	(205, 699)	(34, 925)	(170, 773)	(8, 269)	(162, 504)
	203, 950	34, 629	169, 321	8, 199	161, 122
H 2 7	(198, 838)	(33, 761)	(165, 077)	(7, 994)	(157, 084)
	198, 838	33, 761	165, 077	7, 994	157, 084
H 2 8	(191, 190)	(32, 462)	(158, 728)	(7, 686)	(151, 042)
	203, 748	34, 594	169, 154	8, 191	160, 963
H 2 9	(202, 775)	(34, 429)	(168, 346)	(8, 152)	(160, 194)
	202, 775	34, 429	168, 346	8, 152	160, 194
H 3 0	(209, 232)	(35, 525)	(173, 706)	(8, 412)	(165, 295)
	209, 259	35, 530	173, 729	8, 413	165, 316
R 1	(207, 364)	(35, 209)	(172, 155)	(8, 336)	(163, 819)
	207, 364	35, 209	172, 155	8, 336	163, 819
R 2	206, 949	35, 138	171, 811	8, 320	163, 491
R 3	221, 164	37, 552	183, 612	8, 891	174, 721
R 4	229, 682	38, 997	190, 685	9, 234	181, 451
R 5	235, 102	39, 918	195, 184	9, 452	185, 732
R 6	238, 291	40, 459	197, 832	9, 580	188, 252
R 7	240, 890	40, 901	199, 989	9, 684	190, 305
R 8	265, 465	45, 074	220, 391	10, 672	209, 719
R 9	267, 564	45, 429	222, 135	10, 757	211, 378
R 1 0	268, 535	45, 594	222, 941	10, 796	212, 145
R 1 1	269, 939	45, 833	224, 106	10, 852	213, 254
R 1 2	270, 322	45, 898	224, 424	10, 867	213, 557
R 1 3	269, 119	45, 694	223, 425	10, 819	212, 606
R 1 4	266, 310	45, 217	221, 093	10, 706	210, 387
R 1 5	264, 351	44, 885	219, 466	10, 627	208, 839
R 1 6	262, 062	44, 496	217, 566	10, 535	207, 031
R 1 7	260, 718	44, 268	216, 450	10, 481	205, 969
R 1 8	253, 596	43, 058	210, 538	10, 195	200, 343
R 1 9	251, 260	42, 662	208, 598	10, 101	198, 497
R 2 0	249, 015	42, 280	206, 735	10, 011	196, 724
R 2 1	247, 764	42, 067	205, 697	9, 961	195, 736
R 2 2	244, 523	41, 518	203, 005	9, 830	193, 175
R 2 3	242, 297	41, 139	201, 158	9, 741	191, 417
R 2 4	240, 160	40, 777	199, 383	9, 655	189, 728
R 2 5	238, 920	40, 566	198, 354	9, 605	188, 749
R 2 6	236, 049	40, 078	195, 971	9, 490	186, 481
R 2 7	233, 969	39, 726	194, 243	9, 406	184, 837
R 2 8	232, 063	39, 402	192, 661	9, 329	183, 332
R 2 9	230, 683	39, 168	191, 515	9, 274	182, 241
R 3 0	227, 512	38, 630	188, 882	9, 146	179, 736
R 3 1	225, 257	38, 246	187, 011	9, 056	177, 955
R 3 2	223, 043	37, 870	185, 173	8, 967	176, 206
R 3 3	221, 756	37, 652	184, 104	8, 915	175, 189
R 3 4	218, 343	37, 072	181, 271	8, 778	172, 493
R 3 5	215, 732	36, 629	179, 103	8, 673	170, 430
R 3 6	213, 098	36, 182	176, 916	8, 567	168, 349
R 3 7	211, 295	35, 876	175, 419	8, 494	166, 925
R 3 8	207, 998	35, 316	172, 682	8, 362	164, 320
R 3 9	205, 884	34, 957	170, 927	8, 277	162, 650
R 4 0	203, 904	34, 621	169, 283	8, 197	161, 086
R 4 1	202, 741	34, 423	168, 318	8, 151	160, 167
R 4 2	200, 053	33, 967	166, 086	8, 043	158, 043
R 4 3	198, 185	33, 650	164, 535	7, 967	156, 568
R 4 4	196, 211	33, 315	162, 896	7, 888	155, 008
R 4 5	194, 799	33, 075	161, 724	7, 831	153, 893
R 4 6	192, 178	32, 630	159, 548	7, 726	151, 822
R 4 7	78, 485	13, 326	65, 159	3, 155	62, 004

(注1) 平成18年度から平成30年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和元年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)  
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	( 263,101 ) 267,398
H 1 9	( 268,946 ) 268,576
H 2 0	( 276,377 ) 258,876
H 2 1	( 271,335 ) 253,132
H 2 2	( 276,337 ) 255,900
H 2 3	( 264,036 ) 263,261
H 2 4	( 266,780 ) 268,517
H 2 5	( 268,770 ) 267,165
H 2 6	( 275,435 ) 270,932
H 2 7	( 274,146 ) 275,977
H 2 8	( 275,706 ) 291,021
H 2 9	( 291,089 ) 291,741
H 3 0	( 291,606 ) 290,166
R 1	( 290,185 ) 289,007
R 2	297,026
R 3	300,663
R 4	308,401
R 5	313,505
R 6	316,365
R 7	318,860
R 8	342,048
R 9	345,005
R 1 0	345,761
R 1 1	346,607
R 1 2	346,242
R 1 3	344,751
R 1 4	341,404
R 1 5	339,033
R 1 6	336,662
R 1 7	335,207
R 1 8	328,448
R 1 9	325,925
R 2 0	323,433
R 2 1	321,820
R 2 2	318,478
R 2 3	315,986
R 2 4	313,585
R 2 5	312,006
R 2 6	308,782
R 2 7	306,381
R 2 8	304,040
R 2 9	302,435
R 3 0	299,207
R 3 1	296,806
R 3 2	294,465
R 3 3	292,864
R 3 4	289,753
R 3 5	287,413
R 3 6	285,133
R 3 7	283,598
R 3 8	280,573
R 3 9	278,324
R 4 0	276,105
R 4 1	274,636
R 4 2	271,668
R 4 3	269,509
R 4 4	267,380
R 4 5	265,979
R 4 6	263,125
R 4 7	130,856

(注) 平成18年度から平成30年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和元年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙特 1 を次のとおり改める。

## 別紙特1

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号及び4号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額



## 1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

### (1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(2) 工事の区間			
(イ) 工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
(ロ) 延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
(3) 工事方法			
(イ) 工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替え及び地下化を行い、構造全体を再整備する。
(ロ) 道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ) 設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	50、60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
摘要			
(ニ) 設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	4車線
摘要			

路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(ト)路肩の標準幅員			
橋梁高架部分			
往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	左側:1.25	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
トンネル部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
土工(掘割)部分			
往復分離しない区間(メートル)	—	—	—
往復分離する区間(メートル)	—	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
摘要			
(チ)付加車線の標準幅員	—	—	—
(リ)中央帯の標準幅員	2.00メートル	2.00メートル	—
(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法	—	—	—
(4)工事予算	123,717百万円	26,813百万円	335,733百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日			
(イ)工事の着手(予定)年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
(ロ)工事の完成予定年月日	令和9年3月31日	令和6年3月31日	令和23年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)	141,380百万円	30,727百万円	490,600百万円
うち、助成対象基準額	124,396百万円	29,562百万円	473,831百万円
備考	東品川棧橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特3を次のとおり改める。

## 別紙特3

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する  
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	13,608
R1	57,749
R2	73,525
R3	24,862
R4	15,869
R5	15,934
R6	15,934
R7	0
R8	0
R9	87,974
R10	77,161

(注1) 平成26年度から平成30年度は実績値を、令和元年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年3月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 渡邊 大樹

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 宮田 年耕